

### (3) 防災・減災の取り組み

#### ① 水防活動

毎年のように発生する洪水による被害の防止、軽減は沿川の住民にとって重要な課題である。かつて洪水時に中心となって活躍したのは各地域における水防団や消防団、青年団等であった。『勝田市史（近代・現代編Ⅰ）』によれば大正2年（1913）8月27日の洪水時の青年団の活躍の様子を以下のように述べている。

「・・・那珂川の出水、丈余氾濫として將に新道の堤防に至らんと志して形成ますます不穏なりき、折志も警戒夜半の夢を破りて非常呼集あり、本団員等衆に率先集合し危険に瀕せるとの報ある光耀妻（交渉妻の橋）に至り見れば、泥水滔々として水門上を流水せり、危機一髪猶予すべからず、早速土俵を用意し努力奮励の甲斐あり。漸々河水の進入を防禦するを得たるは本団員等特に功あると云うべし。」

さらに翌大正3年（1914）8月の台風の際にも次のような活動の様子を述べている。

「・・・那珂川の出水一丈二尺有余氾濫して新道の堤防及び光耀妻は危険の状態なり、折りしも危険の危急を報ずる警報あり、団員一同一刻も躊躇せず現場に集合し、区民と一緒に協力防禦に尽力せし甲斐あり、本村のみは他村に比し被害些細なりしは、本団員等与りて功ありと云ふべし」とあるように洪水における水防活動は沿川住民が一体となって取り組んできたことがわかる。

地域の水防団や消防団、青年団等の水防関係団体は、現在においても国や県、市町村等の自治体と協力し、水防資材の備蓄や水防訓練・情報伝達訓練及び重要水防箇所等の巡回・点検を行い、水害の防止または軽減に努め、地域の水防に大きな役割を果たしている。一方で、水防団の団員数は全国的に減少傾向にあり、また水防関係団体を構成する消防団員の約7割がサラリーマンであることから、訓練や巡回等の参加が困難という問題を抱えている。



図3-14 平成10年（1998）8月  
洪水時の水防活動（月の輪<sup>\*</sup>）



図3-15 水防訓練（五徳縫い<sup>\*\*</sup>）

#### \*月の輪

出水中に堤防裏側に漏水した水が噴き出している場合、土のうを積んで河川水位と漏水口の水位差を縮める事によって水の圧力を弱め、漏水口が拡大するのを防いで堤防の決壊を未然に防ぐ工法。

#### \*\*五徳縫い

出水中に堤防に亀裂が生じた場合に、先端を尖らせた竹を3本ないし4本突き刺し、縄で結束させることにより竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ工法。

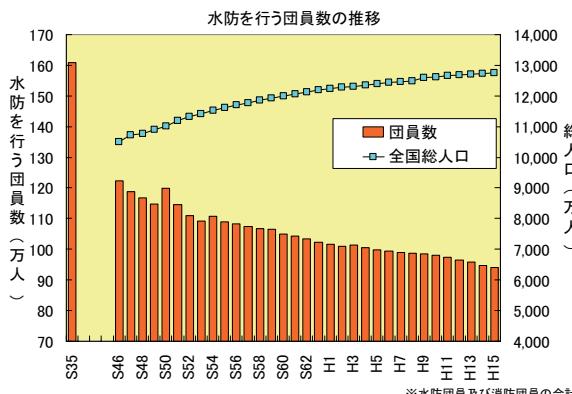


図3-16 水防団員数の推移(全国)  
 (『国土交通省 河川局HP』)

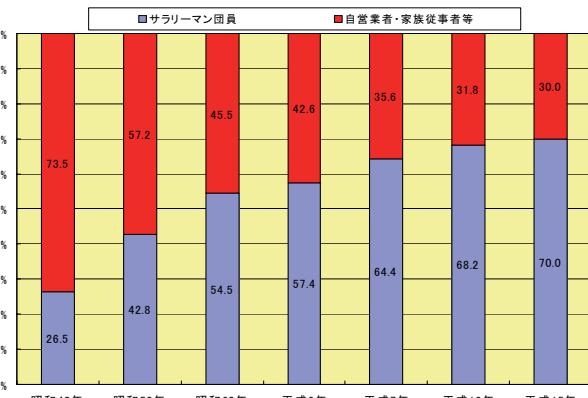


図3-17 消防団員の構成比率の推移(全国)  
 (『消防庁HP』)

## ② ハザードマップ

洪水時の被害を軽減するために氾濫区域や避難経路、避難場所等について日ごろから地域住民に周知するなど、住民の水害に対する意識を啓発する必要がある。

この取り組みの一環として那珂川では、洪水時の浸水想定区域とその際の水深を記した「浸水想定区域図」が作成され、平成14年(2002)6月から公表されている。

平成17年(2005)5月には水防法改正により、沿川市町村には浸水想定区域内の住民に対し、地域防災計画に定められている浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所、災害時要援護者が主に利用する施設の名称や住所等を記した洪水ハザードマップを作成し、印刷物等の配布が義務付けられた。

平成18年(2006)1月時点では、那珂川流域において洪水ハザードマップを公表している市町村は表3-5に示すとおりである。

表3-5 那珂川流域の洪水ハザードマップ公表市町村

(平成18年1月現在)

県	市町村名	対象河川
茨城県	ひたちなか市	那珂川
	水戸市	那珂川
栃木県	那須塩原市	余笠川、黒川、四ツ川
	那須町	余笠川、黒川、四ツ川

(『とちぎの河川』、『いばらきのかわ』)



図3-18 那珂川水系浸水想定区域図



図3-19 ひたちなか市洪水ハザードマップ  
 (『ひたちなか市HP』)